

ご加入の手続き

ステップ ①

このパンフレットの「見積依頼書」に必要な事項を記入し、「船舶検査証書」と「船舶検査手帳」の写しをご用意いただき、下記保険加入窓口にご連絡ください。

ステップ ②

お見積り等をご案内(お電話でのご連絡または「お見積書」のご郵送またはFAX)した後、加入申込書・依頼書と保険料送金用紙等をお送りいたします。

ステップ ③

保険開始日以前に、加入申込書・依頼書にご捺印のうえご返送いただき、保険料を金融機関等でお支払いください。

ご加入の際のご注意

- 告知義務：加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。引受保険会社の代理店には告知受領権があります。
 - この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、PB搭乗者傷害保険を除き次のとおり保険金をお支払いします。
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払します。ただし、PB責任保険ワイドの「捜索救助費用」については同種の契約が他にある場合の保険金のお支払いは他の契約が優先先いとなります。
 - 賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要となります。
 - この保険は、示談交渉付きではありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社等からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。なお、引受保険会社等の承認を得ないでご加入者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
【引受保険会社が東京海上日動火災保険(株)の場合、以下についてもご注意ください】
 - 取扱代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動火災保険(株)代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接契約されたものとなります。
 - 先取特権について:PB責任保険(5t以上)・PB責任保険ワイドの賠償責任部分において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。
このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の(1)～(3)までの場合に限られますので、ご了解ください。
- 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 被害者が被保険者への保険金支払いを承認していることを確認できる場合
 - 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

引受（お問い合わせ先）

○5トン未満のPB責任保険

日本漁船保険組合

〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-2-2
日比谷ダイビル 9F
TEL(03)3591-3102
FAX(03)5591-3010

○PB総合保険

〔東京海上日動火災保険代理店〕

(株)エフ・ビィ・アイサービス

〒100-0011
東京都千代田区内幸町1-2-2
日比谷ダイビル 9F
TEL(03)5532-1366
FAX(03)5532-1367

〔引受保険会社〕

東京海上日動火災保険株式会社

(担当部署) 船舶営業部 営業第三課

〒100-8107
東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアEAST 18F
TEL(03)5223-3222
FAX(050)3385-5773

5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は全国フレジャーボート安全会を保険契約者とし、全国フレジャーボート安全会会員等を被保険者とする団体契約となります。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国フレジャーボート安全会が有します。

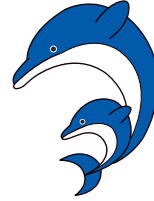
保険加入窓口

このパンフレットは、プレジャーボート責任・総合保険の概要を紹介したものです。詳細は「保険約款」によりますが、ご不明な点がございましたら、保険加入窓口、取扱代理店、引受保険会社におたずねください。5トン未満のPB責任保険以外の保険契約は、全国プレジャーボート安全会を保険契約者としているため、当該団体が保有する保険約款によります。ご契約に際しては必ず「重要事項説明書」をよくお読みいただき、「保険約款」をご覧ください。

プレジャーボート

PB責任保険 PB総合保険

For Safety Cruising



(改定 '24.4.2)

PB総合保険(5トン以上のPB責任保険を含みます。)はヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険を任意でお組み合わせいただく全国プレジャーボート安全会会員向けの保険で東京海上日動火災保険株式会社の引き受けとなります。このパンフレットはPB総合保険のうち、5トン以上のPB責任保険(ヨット・モーターボート総合保険)、PB責任保険ワイド(動産総合保険)、PB搭乗者傷害保険(ヨット・モーターボート総合保険の搭乗者傷害危険担保持約)、PB船体保険(ヨット・モーターボート総合保険プレジャーボート船体特約)の概要についてご紹介したものです。遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険については別紙パンフレットをご覧ください。なお、ヨット・モーターボート総合保険、動産総合保険、遊漁船業者賠償責任保険、船客傷害賠償責任保険は全国プレジャーボート安全会を契約者とする団体契約です。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

ご加入・ご更新いただく前に、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、ご更新の場合は、現在のご加入内容についても併せてご確認いただき、万一誤りがありましたら取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

漁港やマリナーなどを利用されるプレジャーボート所有者の皆様へ プレジャーボートオーナーのための、とても頼りになる総合保険です。



事故発生時のご注意

- 保険事故または保険事故の原因となる不測かつ突発的な事故が発生したときは、遅滞なく事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容、他の保険契約の有無・内容、その他の必要事項について、プレジャーボート保険クレームデスクにご通知ください。また、盗難のときは遅滞なく警察にお届けください。
- ご契約内容確認のために加入者証記載の「加入者番号」が必要となりますので「加入者証」付属の「加入者カード」を携帯されることをおすすめします。
- 賠償責任について相手側と示談される場合や事故にあったプレジャーボートを修理される場合は、必ず事前に引受保険会社に通知し承認を得ることが必要です。
- この保険では被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
- 保険金請求に必要な書類：保険金のご請求にあたっては、引受保険会社所定の書類を提出していただきますので、プレジャーボート保険クレームデスクまたは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合わせ下さい。保険金請求権については時効<3年>があります。ご注意ください。

事故のご報告は…

プレジャーボート保険クレームデスク

プレジャーボート保険クレームデスクでは事故の受付を行っております。

事故時に救助等の手配を行うものではありません。

○平日午前9時から午後5時まで

TEL 0120-661-104

○土日祭日及び夜間(午後5時から翌日午前9時まで)

TEL 0120-575-110 (東京海上日動安心110番)

漁船保険とは…?

漁業経営の安定のために「漁船損害等補償法」という法律に基づき実施されている保険です。全国で、約15万隻の漁船と約2万隻のプレジャーボートが加入しています。

Let's Visit!!

日本漁船保険組合ホームページ
<https://www.ghn.or.jp/>



全国プレジャーボート安全会ホームページ
<https://www.ghn.or.jp/jpsa/>



 **日本漁船保険組合**
全国プレジャーボート安全会

ご加入の
対象艇

20トン未満のレジャー艇（プレジャーモーターボート、プレジャーヨット）

5トン未満の営業艇（遊漁船、旅客船、瀬渡し船、交通船、遊覧船）

※漁船（漁船登録がある船舶）、水上バイク、各種作業船、貨物の運搬を業とするもの、教習艇、競走用モーターボート、ゴム製のボートは加入できませんので、ご注意ください。

PB責任保険・PB総合保険の特徴とメリット

- 1. 捜索救助費用は、PB責任保険にセット付帯**
人命だけではなくご自身の艇の曳航救助費用も補償します。
- 2. 無事故艇は保険料を割引**
無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみ。
- 3. 団体加入で保険料を割引**
10隻以上19隻以下で5%、20隻以上で10%、保険料を割引。ただし、5トン未満のPB責任保険の契約部分のみで、保険期間を同一として一括加入される場合。
- 4. 海の事故処理に精通した専門スタッフ**
漁業者との事故解決など、迅速・適切に対応します。

補償の全体像

補償の内容	補償の例	補償の種類
他人への賠償	対人 プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により他人を死傷させた場合に発生する賠償責任	PB責任保険 ※2
	対物 プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により他人の財物を損壊させた場合に発生する賠償責任	
事故時の費用	遭難した乗船者・船舶を捜索・救助・移送する費用	PB責任保険 ※1
	プレジャーボートが全損となった際にかかる船舶の撤去費用	
	船体が損傷を受けて燃料などが流出した際の水面清掃費用	
搭乗者のけが	プレジャーボートの搭乗者が、航行中の衝突等で死亡したり、後遺障害を被った場合の死亡保険金、後遺障害保険金、医療保険金等	PB搭乗者傷害保険
船体の損害	沈没、衝突、座礁、火災、爆発、台風、暴風雨、高潮、洪水などによりプレジャーボートが損害を被った際の保険金	PB船体保険

※1 捜索救助費用のうち、他の船舶によるものはPB責任保険、船舶以外によるものはPB責任保険ワイドで補償します。

※2 他人への賠償のうち、陸上保管中の対人・対物の賠償責任等はPB責任保険ワイドで補償します。

詳しい補償内容については、3~5Pをご覧ください。

補償の活用例

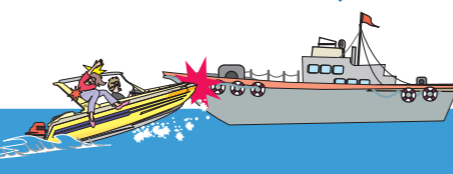
もしあなたが乗っている船が他の船にぶつかってしまったら？



1 どうしよう・・・相手の船に乗っている人がケガをしてしまったみたい！相手の船も壊れてしまっている・・・



2 船がぶつかった拍子に同乗していた友人が船から投げ出されてしまった・・・捜索費用が200万円もかかるなんて！



3 同乗していた友人がケガをしている！

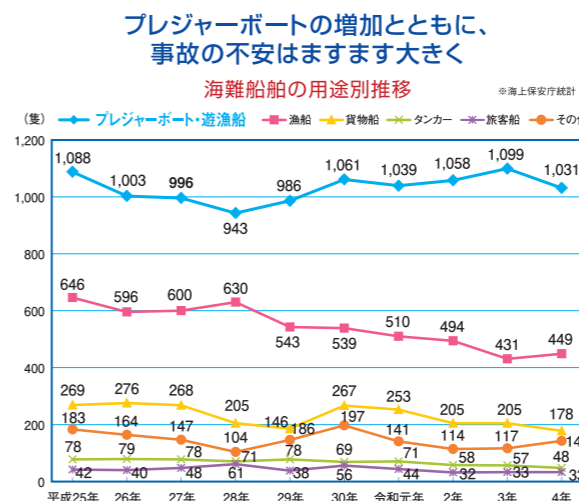


4 自分の船も壊れてしまった！まだ購入したばかりなのに・・・

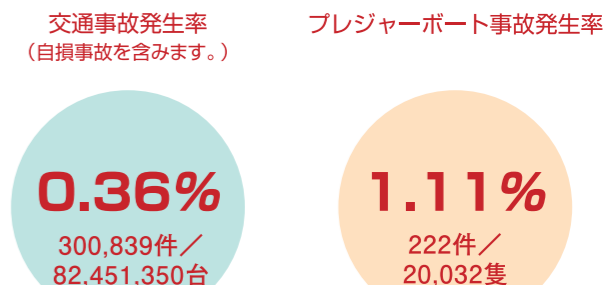
上記のお困りごと、この保険でしっかりサポートしませんか？

- | | | |
|------------------------------------|---|------------------------------|
| 1 相手の船への損害や乗船者をケガさせたことによる賠償責任は・・・？ | ▶ | PB責任保険
(対人賠償、対物賠償) |
| 2 遭難した乗船者の捜索費用が高額な場合は・・・？ | ▶ | PB責任保険+PB責任保険ワイド
(捜索救助費用) |
| 3 自分の船の乗船者がケガをした場合は・・・？ | ▶ | PB搭乗者傷害保険 |
| 4 自分の船が壊れてしまった場合は・・・？ | ▶ | PB船体保険 |

万々に備え、プレジャーボートに賠償責任保険をつけることは、今やマナーでもあり、ご自身を守る手段です。



意外にも、プレジャーボートの事故発生率は交通事故発生率よりも高い！



※令和4年度国土交通省・警察庁統計

※令和4年度PB責任保険実績



安心の第一歩です

1 PB責任保険

こんなときにご加入の保険金額を限度に保険金をお支払いします

5トン未満：プレジャーボート責任保険（日本漁船保険組合引受）
5トン以上：ヨット・モーターボート総合保険プレジャーボート責任保険
特約付帯（東京海上日動火災保険（株）引受）

対人賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

例えば

- 漁船、レジャー船やその他船舶に衝突して、相手船の乗船者を死傷させてしまった場合。
- 自船の乗船者以外の遊泳者やダイバーなどと接触して、死傷させてしまった場合。



◆ 自船の乗船者（ダイバー等）と接触して死傷させてしまった場合はPB責任保険ワイドで補償します。

対物賠償

プレジャーボートの所有・使用・管理に起因する事故により、他人（自船の乗船者以外）の財物を滅失・破損・汚損し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。なお、衝突事故などで双方に過失がある場合は、過失割合に応じて賠償金をお支払いします。（※）

例えば

- 漁船、レジャー船や遊覧船あるいは貨物船などの船舶に衝突して、船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合。
- 定置網、養殖網、海産物などのほか、漁業用施設や漁協の施設に損害を与えてしまった場合。



◆ 落水した自船乗船者の携行品への損害や衝突した相手船乗船者の所持品のうち50万円を超える損害はPB責任保険ワイドで補償します。

人命捜索救助費用

船体捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます）の遭難により、その乗船者が他の船舶により捜索または救助または移送された際に、捜索者からの請求に基づいて、乗船者が支出した捜索、救助、移送の費用について保険金をお支払いします。

例えば

- プレジャーボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合。



◆ 船舶以外による捜索または救助または移送された際にかかる費用はPB責任保険ワイドで補償します。

船体捜索救助費用

人命捜索救助費用と合わせて
1事故200万円限度

プレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じ、他の船舶により自艇が曳航または救助された際に要した費用について保険金をお支払いします。

例えば

- 座礁し、救助された場合。
- プロペラにロープが絡まって、曳航救助された場合。



◆ 船舶以外による曳航または救助に要する費用はPB責任保険ワイドで補償します。

⚠ 修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（※）漁船の航行する水域内またはこれに隣接する港湾施設内で生じた事故に限って保険金をお支払いします。

各補償における被保険者の範囲（5トン以上の場合）

対人賠償および対物賠償の補償

・記名被保険者、記名被保険者の同居の親族でプレジャーボートを使用または管理中の者、記名被保険者の承諾を得てプレジャーボートを使用または管理中の者。ただし、船舶取扱業者が業務として受託したプレジャーボートを使用または管理している間は除きます。・記名被保険者の使用者（注）。ただし、記名被保険者がプレジャーボートをその使用者（注）の業務に使用している場合に限ります。（注）請負契約、委任契約またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。

人命捜索救助費用および船体捜索救助費用の補償

乗船者（操縦者を含みます）

◎ 保険金のお支払い

● お支払いする賠償金および捜索救助費用の額が1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。（1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。）

● 人命及び船体の捜索救助費用では、他の船舶の費用について、船体の救助を伴う事故の場合は船舶使用料（乗組員の給料・食料費を含む）及び燃料費を、船体の救助を伴わない事故の場合は燃料費、乗組員の給料・食料費をお支払いします。（ただし、これらの費用のうち引受保険会社が正当と認めるものに限ります。）その他の費用については、PB責任保険ワイドの捜索救助費用で補償されるものがあります。

また1回の遭難につき2名以上の被保険者が捜索救助費用を負担した場合で各被保険者に対する捜索救助費用の合計額が保険金額を超えるときは次の算式により算出した額を各被保険者にお支払いします。

200万円×各被保険者に対する捜索救助費用／各被保険者に対する捜索救助費用の合計額
● 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。

● 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金（被衝突船舶にかかる修理費等の損害、積荷の引揚、治療費、慰謝料等）^{*1}

② 被保険者に対し損害賠償請求訴訟が提起された、または仲裁・示談となったときに必要または有益であった訴訟費用、または仲裁・示談手続きに必要な費用

③ 海難審判に対応する費用のうち、必要または有益であったと認められる費用

④ ②の場合において損害賠償に関し仮差し押さえを排除するために必要な保証料、または保証金借入利息

⑤ 保険の対象となる事故について被保険者の責任を防衛、軽減するために必要または有益な費用

【お支払い方法】

・上記①①と②～⑤の争訟費用^{*2}を除いたもの」の合計額を保険金額を限度にお支払いします。

・争訟費用^{*2}については引受保険会社が認める場合に限り実額をお支払いします。

*1船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号）その他法令に基づき被保険者の責任が制限された場合には、その制限された後の金額を損害賠償金の額とします。なお、当該法令に基づき被保険者の責任が制限される場合には、被保険者が責任制限手続きを取らない場合であっても、当該責任制限額を賠償額とみなして保険金をお支払いします。

また、他の船舶の乗船者の所持品損害の賠償額は1事故1人あたり50万円を限度とします。

*2「争訟費用」とは損害賠償に関する訴訟の提起または応訴のために要した必要または有益な費用をいいます。

◎ 保険金をお支払い出来ない主な場合

● 自船の乗船者（操縦者、出港時に乗船していた方などを含みます）に対する賠償責任

● 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

● 漁船の航行する水域またはこれらに隣接する港湾施設以外で生じた事故に対する賠償責任

● 正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびこれらに類似の財物に生じた損害に対して負担する賠償責任

● 船体の捜索救助費用のうち、軽微な機関故障や不適切な操船または操機によるもの

● 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって使用中に生じた損害

● 担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合には、隣接する上記水域に共通する接線のうち最も外側を結んだ線の内側の水域））から外れているときに生じた事故による損害（5トン以上の場合）

● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害（5トン以上の場合）

● 法令に違反して保険に係るプレジャーボートを運航した場合に生じた損害（5トン未満の場合）

● 保険契約者又は被保険者が、保険に係るプレジャーボート又はその運航につき通常行うべき管理その他損害の防止又は軽減を怠ったとき（5トン未満の場合） など

⚠ PB責任保険の対人賠償と対物賠償は法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いするものです。例えば台風などの自然災害によって他人を死傷させたり他人の財物に損害を与えたような法律上の賠償責任を負わないケースでは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



事故の費用を補償します

2 PB責任保険ワイド

動産総合保険プレジャーボート責任保険ワイド
特約付帯（東京海上日動火災保険（株）引受）

こんなときに保険金をお支払いします

船骸撤去費用

100万円
限度

プレジャーボートが沈没や座礁などの不測かつ突発的な事故により全損となったとき、法令などによって撤去勧告・命令を受け、船骸撤去費用（引受保険会社が正当と認める費用）を負担する場合に、1事故につき100万円を上限に保険金をお支払いします。

「全損」とは以下のことをいいます。

- ① プレジャーボートが原型をとどめない状態になったとき
- ② プレジャーボートが原型に復旧が不可能なまでに船体の主要部分に損害を受けたとき
- ③ プレジャーボートの救助が技術的に不可能になったとき
- ④ プレジャーボートが沈没し引揚が容易にできなくなったとき
- ⑤ 修理に必要と見込まれる費用（修理費用、修理工場等への運搬費用等）の合計額が、プレジャーボートの時価額を超えることが明白だと判断されるとき



捜索救助費用

200万円
限度

プレジャーボートの乗船者（操縦者を含みます。）の遭難により、遭難した乗船者を捜索、救助、移送する活動に対して、捜索者からの請求に基づいて乗船者が支出した捜索、救助、移送費用、またはプレジャーボートに不測かつ突発的な損害が生じた場合に曳航、救助のために要した費用のうちPB責任保険で支払われる人命及び船体の捜索救助費用以外の費用（引受保険会社が正当と認める費用）について保険金をお支払いします。

ただし、PB責任保険ワイドの捜索救助費用の対象となる額（PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等で支払われるべき費用の額を含みます。）が1万円以上のとき、引受保険会社が正当と認めた費用または200万円のいずれか低い額から、PB責任保険の人命及び船体の捜索救助費用等の同種の損害、費用を補償する他の保険契約等から支払われる保険金の額を控除した残額を保険金としてお支払いします。

※ PB責任保険では、船舶以外による救助費用はお支払いできません。

⚠ 港内におけるプロペラでん絡物除去のためのダイバー等の費用や、修繕のための曳航費用など、救助に該当しない費用は保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

水面清掃費用

20万円
限度

プレジャーボートが衝突や座礁などの不測かつ突発的な事故により、船体に損傷を受け燃料などが流出してしまったとき、水面清掃費用（引受保険会社が正当と認める費用）を負担する場合に、1事故につき20万円を上限に保険金をお支払いします。



賠償責任

1事故につき
3,000万円
限度

PB責任保険で補償されない以下の場合を補償します。

- 陸上（自宅脇など）保管中において、プレジャーボートの所有・使用・管理に起因し、他人を死傷させ、または他人の財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- 落水者など舷外の自船乗船者（自船からの落水者、ダイバーや水上スキーヤーなど）をプレジャーボートの運航により死傷させまたはその者の携行していた財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担する場合。
- プレジャーボートの衝突事故により、被衝突船舶乗船者の所持品を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担する場合。（ただし、1事故1人あたり50万円を超え、100万円までの50万円をお支払いの限度とします）



各費用における被保険者の範囲

船骸撤去費用、水面清掃費用、賠償責任

・記名被保険者、記名被保険者の同居の親族でプレジャーボートを使用または管理中の者、記名被保険者の承諾を得てプレジャーボートを使用または管理中の者。ただし、船舶の修理、保管、販売、輸送、回航など船舶を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を遂行する他の機関を含みます。）が業務として受託したプレジャーボートを使用または管理している間を除きます。

捜索救助費用

乗船者（操縦者を含みます）

◎ 保険金のお支払い

● それぞれの担保項目ごとの支払限度額を上限に、被保険者に保険金をお支払いします。

● 被衝突船舶乗船者の所持品に対する賠償責任以外はお支払いする費用の額がそれぞれ1事故1万円以上の場合に保険金をお支払いします。（1万円未満の場合は保険金をお支払いしません。）

● 遭難が明らかでない場合は、被保険者が48時間以上消息不明で、警察署、海上保安庁その他の公的機関、漁業協同組合、サルベージ会社または航空会社に捜索を依頼したことをもって遭難の発生とみなします。

● 対人・対物の賠償責任の保険金の種類とお支払い方法

次のような損害賠償金や諸費用をお支払いします。

① 法律上被害者に支払うべき損害賠償金（治療費、慰謝料等）

② 損害の拡大防止・軽減に必要なまたは有益な費用

③ 他人から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用

④ 損害の拡大防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、賠償責任がないと判明した場合において、支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用および予め引受保険会社が同意した費用

⑤ 万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用（事前に引受保険会社の同意が必要です。）

【お支払い方法】

・上記①～④の損害額の合計額は支払限度額を限度にお支払いします。

・⑤の争訟費用については実額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

◎ 保険金をお支払い出来ない主な場合

● 自船の搭乗者（操縦者を含む）に対する賠償責任

● 被保険者の同居の親族に対する賠償責任

● 保険対象船舶が衝突した船舶の船体の装備品、正貨、貴金属、宝石、債券その他の流通証券およびその他の類似の財物に与えた損壊によって負担する賠償責任による損害

● 捜索救助費用のうち、燃料・オイル切れ、バッテリーの不調、燃料コックの開け忘れ、船底プラグの閉め忘れなど、軽微な機関故障や不適切な操船または操機により発生した費用

● 酒に酔った状態で保険対象船舶を操縦している場合等に生じた損害

● 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦された場合に生じた損害

● 担保地域（日本国の陸地から200km以内の水域および内陸（水域相互間が連続していない場合には、隣接する上記水域に共通する接線のうち最も外側を結んだ線の内側の水域））から外れているときに生じた事故による損害

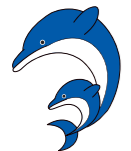
● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害

● テロ行為、その行為を抑制もしくは防止する目的またはテロ行為に対して報復する目的で行われる行為による損害

● サイバー攻撃に起因する損害（損失または費用を含みます。）ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

・サイバー攻撃により火災または破裂もしくは爆発が発生した場合

・保険契約者または被保険者が個人（個人事業主を除きます。）の場合 など



レジャー艇のゲストの方へ

3 PB搭乗者傷害保険

こんなときに保険金をお支払いします

ご加入のプレジャーボートに搭乗中の方(操縦者を含みます)が、プレジャーボートの航行に起因する事故、プレジャーボート航行中の衝突、火災、爆発またはプレジャーボートのその他不測かつ突発的な事故により死亡されたり、後遺障害または傷害を被られた場合、あらかじめ定められた金額を保険金としてお支払いします。1事故あたりの限度額は、1名あたりの保険金額を限度とします。



死亡保険金

左記の事故による傷害がもつて事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられたとき、1名あたり保険金額の全額を、被災搭乗者の法定相続人にお支払いします。

●既に支払った後遺障害保険金または医療保険金があるときは、保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

後遺障害保険金

左記の事故による傷害がもつて事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき、1名あたりその後遺障害の程度によりあらかじめ定められた額(保険金額の4%~100%)を、被災搭乗者にお支払いします。

●同一の事故で医療保険金も支払うべき場合には、医療保険金と後遺障害保険金の双方についてお支払いします。ただし、1回の事故につき、合算して1名あたり保険金額を限度とします。

医療保険金

左記の事故により、傷害を被り医師の治療を受けたとき、事故の日からその日を含めて180日以内の入院・通院に対し1日につき、1名あたりあらかじめ定められた日額を、被災搭乗者にお支払いします。

●医療保険金の支払を受けられる期間中、更に医療保険金の支払を受ける別の傷害を被ったとしても重複してお支払いしません。

●医学的他覚所見のない場合はお支払いの対象外(※)となります。

※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。

*ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子、シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。

注意：被保険者限定に関する特約が付帯されていない場合の内容です。

保険金をお支払い出来ない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失によって、その本人について生じた傷害
- 船から離れている時に生じた傷害
- 酒酔い運転中の事故で、操縦していた本人が生じた傷害
- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で操縦しているときに、その本人について生じた傷害

- 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた傷害
- 日射、熱射または精神的衝動による身体の障害
- 自船使用について正当な権利を有する者の承諾を得ない者によって操縦中にその者に生じた傷害

- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合には、隣接する上記水域に共通する接線のうち最も外側を結んだ線の内側の水域))から外れているときに生じた事故による傷害
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による傷害



艇の損害に対する補償です

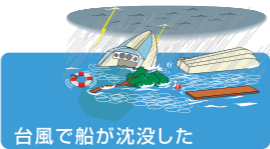
4 PB船体保険

こんなときに保険金をお支払いします

沈没、衝突、座礁、火災、爆発、台風、暴風雨、高潮、洪水などの不測かつ突発的な事故により、ご加入の艇が損害を被った場合に保険金をお支払いします。



船体に損傷を受けた



台風で船が沈没した

◎保険金のお支払い

全損の場合

保険金額を保険金としてお支払いします。

※保険対象船舶の行方が60日を経過しても不明の場合は全損と推定します。

全損以外の場合

修理費(注)に次の①~③の費用を加算し、④の額を控除した金額を損害額とします。

費用	①損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
	②他人に対する求償権の保全または行使のために要した費用
	③盗難にあった保険対象船舶を引き取るために要した費用
控除する金額	④修理にともなって生じた残存物があるときはその価額

(注) 修理費とは事故発生直前の状態に復旧するための費用および損害発生地から最寄りの修理工場または引受保険会社の指定する場所まで曳航(※)もしくは運搬するために要した費用またはこれらの場所まで航行するために必要な仮修理の費用の合計額をいいます。

(※) 曳航するのに要した費用のうち、PB責任保険ワイドで対象となる費用については、PB船体保険では対象外となります。

損害額に次表に掲げる縮小割合を乗じて得た額を保険金としてお支払いします。

縮小割合	
船舶のトン数	損害の内容
5トン未満・5トン以上共通	スタンダードカバー
	70%

◎保険金をお支払い出来ない主な場合

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失、酒酔い運転中に生じた損害
- 故障および欠陥、摩滅、腐し、およびその他自然の消耗
- 戦争、内乱、その他類似の事変、暴動による損害
- 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- 地震、噴火または津波による損害
- 特別装備品・付属機器のうち保険対象船舶に定着されていないものに生じた損害(ただし、保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合は除きます)
- 法令により定められた運転資格を有する者の同乗がない状態で操縦されている間に生じた損害(ただし、緊急時等の場合を除きます。)

- 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等を使用した状態で操縦されているときに生じた損害
- 担保地域(日本国の陸地から200km以内の水域および内陸(水域相互間が連続していない場合には、隣接する上記水域に共通する接線のうち最も外側を結んだ線の内側の水域))から外れているときに生じた事故
- エンジンの盗難(ただし、船体とともに盗取されたとき、または艇庫内に保管されている間もしくは船舶の保管業者に寄託されている間に生じた場合はこのかぎりではありません) など

<保険対象船舶がヨットの場合>

- セール(メインセール、ジブセール、ゼノアジブ、スピナーカーおよびストームジブなどすべてのセールをいいます。)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合および保険対象船舶のマストが全損になった場合はこのかぎりではありません)
- プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはローウユニット)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合および保険対象船舶の他の部分と同時に損害を被った場合はこのかぎりではありません)
- エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害

<保険対象船舶がモーターボートの場合>

- プロペラ、シャフト、ギヤユニット、ケースなどドライブユニット(船外機についてはローウユニット)に生じた損害(ただし、保険対象船舶が全損となった場合はこのかぎりではありません)
- エンジン焼付によりエンジン自体に生じた損害

新しい艇をご所有の方へ
プレジャーボートが全損となった場合には、同等の新しいプレジャーボートを再購入するのに必要な金額を保険金額を上限にお支払いする新価タイプ(新艇から6年までが対象)もございます。このタイプは、修理の場合にも、償却分を差引くことなく妥当な修理費用を基準に損害額を算定します。ただし、損害発生の日から2年以内に復旧しない場合は時価額でのお支払いとなります。詳しくは、お問い合わせください。

保険の対象
・船体およびこれに定着・装備されている標準的な機器・装備品が保険の対象となります。
・アウトリガー・補機付発電機・レース用セール・エレキモーターは特別装備品・付属機器となりますので、保険の対象とする場合、加入依頼書に明記し保険価額(金額)に算入してください。
・燃料・潤滑油などの消耗品と、当該船舶の使用目的と直接関係のない装飾品類・書類類・釣具類・絵画などの搭載品は保険の対象となりません。

この保険は、ご加入前にお客様立会いのうえ、艇の状態を確認させていただくことがございます。なお、船齢、保管場所、お客様の実績、保険金額などによっては、補償範囲(カバー)や補償タイプが制限されたり、お引受けできない場合がございます。
1年間に2回以上または3年間に2回以上の船体事故が生じた場合、または事故の状況・内容等により船体保険もしくはPB総合保険全ての担保項目についてお引受けができなくなる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

保険構成・ご契約パターン

A・B・C・D・Eの、5つのタイプの中からお選びください。

ご契約タイプ



上記A・B・C・D・Eパターン以外のご加入はできませんので、ご注意ください。

保険料例

5トン未満モーターボート・50馬力以下
PB責任保険 保険金額1事故につき1億円
PB搭乗者傷害保険 1名保険金額500万円×定員3名
PB船体保険 保険金額100万円・実損タイプの場合

Eタイプ	① PB責任保険 ※1 13,200円	② PB責任保険ワイド ※2 4,000円	③ PB搭乗者傷害保険 ※3 5,160円	④ PB船体保険 ※4 25,000円	合計保険料 47,360円
------	------------------------	--------------------------	--------------------------	------------------------	------------------

保険期間

保険期間(保険の対象となる期間)は、保険開始日から1年間です。(初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。)

保険料(1年間)

1 PB責任保険

この保険料には、人命及び船体の捜索救助費用の保険料が含まれています。保険料単位：円

保険金額 (1事故につき)	モーターボート				ヨット		
	5トン未満				5トン未満		5トン以上 (8m超※)
	50馬力以下	50馬力超 100馬力以下	100馬力超 150馬力以下	150馬力超	5トン以上 (50馬力超※)	8m以下	8m超
1,000万円	9,800	15,400	20,000	24,600	—	10,200	14,700
3,000万円	12,300	17,200	21,800	26,400	27,570	10,700	15,700
5,000万円	12,800	18,000	22,900	27,700	28,580	11,100	16,300
1億円	13,200	18,500	23,600	28,700	30,790	11,400	16,800
2億円	13,600	19,300	24,700	30,000	34,410	11,800	17,500
3億円	13,900	19,800	25,400	30,900	36,850	12,000	17,900
4億円	14,100	20,200	25,900	31,600	38,960	12,100	18,200
5億円	14,300	20,500	26,400	32,200	40,680	12,300	18,600
6億円	14,600	20,900	26,800	32,800	42,620	12,500	18,900
7億円	14,800	21,200	27,300	33,400	44,550	12,700	19,200
8億円	15,000	21,600	27,800	34,000	46,270	12,900	19,500
9億円	15,200	21,900	28,300	34,500	47,790	13,100	19,800
10億円	15,500	22,300	28,700	35,100	49,330	13,200	20,100

2 PB責任保険ワイド

保険料単位：円

5トン未満	5トン以上
4,000	8,000

◎5トン未満のPB責任保険(上表青色の部分)は、保険料の割引があります。

無事故割引 無事故期間1年5%、2年10%、3~4年15%、5年以上20%の割引が適用されます。

団体契約割引 保険期間を同一として一括加入される場合には、10隻以上19隻以下5%、20隻以上10%の割引が適用されます。

※5トン以上でモーターボート50馬力以下又はヨット8m以下の場合の保険料については、お問い合わせください。

3 PB搭乗者傷害保険

保険料単位：円

	1名あたり 保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円
	1日・1名あたり 医療保険金	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
定員	1名	2,360	4,720	6,300	8,400	12,380
	2	4,000	8,000	10,800	14,400	21,200
	3	5,160	10,320	13,860	18,480	27,220
	4	5,960	11,920	16,020	21,360	31,420
	5	6,520	13,040	17,640	23,520	34,610
	6	6,920	13,840	18,720	24,960	36,770
	7	7,120	14,240	19,260	25,680	37,790
	8	7,320	14,640	19,800	26,400	38,850
	9	7,520	15,040	20,340	27,120	39,910
	10	7,720	15,440	20,880	27,840	40,970
	11	7,920	15,840	21,420	28,560	42,030
	12	8,120	16,240	21,960	29,280	43,090

※この表の定員以上の保険料については、お問い合わせください。

4 PB船体保険

<保険金額1,000円あたりの保険料> 単位：円

実損タイプ	25
-------	----

○艇の時価(注)によって保険価額を協定し、保険金額は保険価額と同額とします。

○艇の時価の妥当性を確認するために売買契約書等の購入金額の分かる書類を提出していただく場合がございます。

(注) 時価とは同等の新艇の購入に必要な費用から使用損耗による減価分を控除した額をいいます。

全国プレジャーボート安全会規約

【名称】

第1条 本会は、全国プレジャーボート安全会と称する。

【目的】

第2条 本会は、スポーツ又はレクリエーションの用に供する小型の船舶（以下「プレジャーボート」という。）の安全な運航及び事故防止並びに漁業との共生のための調査研究並びに啓発を行うことを目的とする。

【活動】

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) プレジャーボートの安全な運航と事故防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (2) プレジャーボートと漁船間のトラブルの防止に関する調査、研究及びその啓発並びに広報
- (3) プレジャーボートに係る責任保険、船舶保険並びに搭乗者傷害保険等のあっ旋（5トン未満の船舶に係るプレジャーボート責任保険を除く。）
- (4) 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な活動

【事務の委託】

第4条 本会は、前条各号に掲げる活動に係る事務に関し、別に定める一部事務について株式会社エフ・ブイ・アイサービスに委託するものとする。

【会員の種類】

第5条 本会の会員の種類は、正会員及び賛助会員とする。

【正会員】

第6条 本会の正会員たる資格を有する者は、プレジャーボート責任保険に加入している者及び本会が認めるプレジャーボートのオーナーであって、本会への入会の申し出のあった者とする。

【賛助会員】

第7条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者であって会長が認めたものとする。

【正会員の入会及び脱会】

第8条 正会員たる資格を有する者が、書面により入会の申込みをしたことをもって入会とする。
2 正会員から書面等による脱会の意思表示がなされたことをもって脱会とする。

【会費】

第9条 本会の経費は、賛助会員の会費等をもってこれを賄う。

【役員】

第10条 役員は、会長及び監事1名とし、評議員会において会員の中から選任する。

【会を代表すべき会長】

第11条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

【監事の職務】

第12条 監事は、少なくとも毎会計年度1回本会の財産及び業務執行の状況を監査して、これを評議員会に報告しなければならない。
2 監事は、前項に規定するもののほか、必要に応じて監査することができる。
3 監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

【役員の任期】

第13条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。
2 役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員】

第14条 本会は評議員5名以上を置き、会員及び学識経験者の中から評議員会の議を経て会長が委嘱する。
2 評議員の任期は2年とし重任を妨げない。
3 評議員は、任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

【評議員会】

第15条 本会は毎年1回、評議員会を開き、必要に応じて、臨時評議員会を開催するものとする。
2 評議員会は、会長が召集するものとし、評議員会を召集するには、会日より5日前に、評議員に対して、その通知を発することを要する。
3 次の各号に掲げる事項は評議員会の決議を経なければならない。
(1) 本規約の変更 (2) 活動の報告及び計画 (3) 決算及び予算
(4) 会長及び監事の選任及び解任 (5) その他本会の運営に関する重要な事項
4 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。
5 評議員は、1個の議決権を有する。
6 評議員会の議事は、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
7 評議員会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した評議員がこれに署名又は記名押印することを要する。

【会計年度】

第16条 本会の会計年度は4月1日から3月31日までとする。

全国プレジャーボート安全会入会申込書

全国プレジャーボート安全会の趣旨に賛同し、本会に入会いたします。

年 月 日

ご住所	〒	TEL ()-()-()	FAX ()-()-()
	フリガナ		
お名前	フリガナ	性別 <input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	生年月日 年 月 日
	ご職業		
ご連絡先		TEL ()-()-()	FAX ()-()-()

プレジャーボート総合保険の見積を依頼 します しません

PB総合保険見積依頼書

1.艇の明細 ※船舶検査手帳 船舶検査証書を提出される場合は、太枠内はご記入不要です。

船名	フリガナ		船種	レジャー艇		営業艇			
				モーターボート	ヨット	遊漁船	旅客船		
船舶番号	艇長	メートル	総トン数	5トン未満		5トン以上の場合 トン			
初登録	年 月	定員	船体所有者	フリガナ		申込まれた方との関係			
艇	メーカー	<input type="radio"/> 国産艇 <input type="radio"/> 輸入艇		機関	内訳	馬力 (PS)	予備検査番号		
	形式				合計	馬力 (PS)	予備検査番号		
	予備検査番号				据置方式	馬力 (PS)	船外機	船内外機	船内機
主たる保管場所	所在地	〒		形態	<input type="radio"/> 上架 <input type="radio"/> 係留 <input type="radio"/> その他				
	名称								
購入日	年 月 日	購入	⇒ <input type="checkbox"/> 新艇 <input type="checkbox"/> 中古艇						
艇の価格	万円	⇒ <input type="checkbox"/> 購入価格 <input type="checkbox"/> 推定される現在の時価額							
特別装備品	名称	据付年	購入価格						
	アウトリガー	年	円						
	補機付発電機	年	円						
	レース用セール	年	円						

2.保険の内容

保険開始希望日 年 月 日 ご希望のタイプに印を入れてください。 Aタイプ Bタイプ Cタイプ Dタイプ Eタイプ

保険種目	保険条件など	保険料	合計保険料 円
① PB責任保険	保険金額 <input type="text"/> 万円	円	
② PB責任保険ワイド	<input type="checkbox"/> 加入	円	
③ PB搭乗者傷害保険	1名保険金額 <input type="text"/> 万円 人数 <input type="text"/> 名	円	
④ PB船体保険	保険金額 <input type="text"/> 万円 <input type="checkbox"/> 実損タイプ <input type="checkbox"/> 新価タイプ	円	

保険組合使用欄

個人情報の取扱いに関するご案内:全国プレジャーボート安全会は、入会申込書等入会に際して取得する個人情報を、当会の会員名簿へ登録するほか、プレジャーボート責任保険及びプレジャーボート総合保険のご案内並びに小型船舶に関する情報提供等本会規約第3条に掲げる活動のために利用します。このうち、プレジャーボート責任保険及びプレジャーボート総合保険をご案内するため、日本漁船保険組合、東京海上日動火災保険株式会社(取扱代理店である株式会社エフ.ブイ.アイサービスを含みます。)又は業務提携先であるアクア船舶鑑定株式会社に対して、入会申込書等入会に際して取得する個人情報(氏名、住所、船名など)を書面又はデータファイルにて提供いたしますので、あらかじめご了承ください。なお、上記第三者への情報提供をご了承いただけない場合には提供を中止いたしますので、希望される場合は2週間以内に本会事務委託先である株式会社エフ.ブイ.アイサービス(本パンフレット裏面参照)までご連絡ください。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問事項について再度ご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 本保険商品は、小型船舶の損傷、小型船舶に起因する損害賠償責任、搭乗者のケガ、捜索救助費用等を補償する保険です。お客様のご意向に合致していることをご確認ください。

2. パンフレット・加入依頼書等にてご案内しております補償内容等をよくご確認ください。

3. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることを「PB責任保険 PB総合保険」パンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額（自己負担額） |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法 |

4. 加入依頼書等の記入事項等につき、対象の保険契約について以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている問い合わせ先までお問い合わせください。

<ヨット・モーターボート総合保険>

- ご契約いただく補償の内容（「船体条項」「賠償責任条項」「搭乗者傷害危険担保特約」「捜索救助費用担保特約」）について、ご確認くださいませましたか？
- ご契約いただく船舶の「船種」「艇長」「馬力」「船名・型式」「船体番号」を加入依頼書に正しく告知いただいていますか？
- ご契約いただく船舶の用途（「営業用」「業務用」「その他」）を加入依頼書に正しく告知いただいていますか？
- 被保険者の範囲について、ご確認くださいませましたか？
- 評価額等をふまえて、保険金額（ご契約金額）について、ご確認くださいませましたか？
- 付帯される特約の補償内容について、ご確認くださいませましたか？
- 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

5. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいませましたか？

特に注意喚起情報マークが付されている項目は、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意」が記載されていますので必ずご確認ください。



東京海上日動火災保険株式会社

重要事項説明書

団体保険にご加入いただくお客様へ（必ずお読みください）

2019年10月1日以降始期用

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

ご加入者と被保険者が異なる場合は、本内容をご加入者から被保険者にご説明ください。

ご加入いただく際は、パンフレット・加入依頼書等でご案内しております補償内容等がお客様のご希望に沿った内容となっていることをご確認ください。ご希望に沿った内容でない場合は、本紙最終ページに記載の《お問い合わせ先》（以下「《お問い合わせ先》」）といま

ず。）までお申し出ください。本紙は、ご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、ご契約者である団体の代表者の方に

マークのご説明 保険商品の内容をご理解いただくための事項 ご加入に際してお客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み

この保険は、全国プレジャーボート安全会をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者（保険の対象となる方または補償を受けることができる方をいいます。以下同様とします。）とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等はご契約者が有します。

この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等については、パンフレット等をご確認ください。

2 補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いできない主な場合、③保険期間等については、パンフレット等をご確認ください。

3 引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件（保険金額等）はあらかじめ定められたご加入タイプの中からお選びいただくことになります。ご加入タイプの詳細については、パンフレット等をご確認ください。

4 保険料・払込方法

保険料はご加入タイプ等によって決定されます。保険料や払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

5 満期返れい金・契約者配当金

満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

●ご加入時には、加入依頼書等に★または☆が付されたご加入に関する重要な事項(告知事項)について正確にお答えいただく義務があります。
※代理店には、告知受領権があります。

●お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

2 クーリングオフについて

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 補償の重複に関するご注意

●補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務



加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡いただき義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務や各種手続き等の詳細については、パンフレット等をご確認ください。

2 解約される場合



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

※ ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を解約日以降に請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



保険契約者である企業または団体は、引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、引受保険会社はご加入を取り消すことができます。
- ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合は、ご加入は無効になります。
- 以下に該当する場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者または被保険者が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じたさせた場合
 - ・ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

3. 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人(*1)」、またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)*2)である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(*2)

*1 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る)が対象です。

*2 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に関わる保険金については100%まで補償されます。

※ 保険契約者が個人等以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4. その他ご加入に関するご注意事項



- 代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合

既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

5. 事故が起こったとき

- (1) この保険で補償されると考えられる損害が生じた場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》にご連絡のうえ、保険金請求のお手続きをお取りください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります(その他事故の状態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)

- ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
- ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
- ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
- ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
- ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
- ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
- ・被保険者が保険金の請求をするについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

《お問い合わせ先》

- ◇代理店 : 株式会社 エフ・ブイ・アイサービス
住所: 〒110-0011 東京都千代田区内幸町1-2-2 日比谷ダイビル 9F
TEL: 03-5532-1366
- ◇引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)船舶営業部 営業3課
住所: 〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアEAST 18F
TEL: 03-5223-3222 (受付時間: 平日9:00~17:00)

東京海上日動火災保険株式会社



保険に関するご意見・ご相談は本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。
事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

事故は119番-110番 受付時間: 24時間365日
 0120-575-110 ※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808

通話料
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間: 平日午前9時15分~午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)